

第1期 龍郷町 地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度

概要版

誰もが
つながりあい、
健やかに
自分らしく
安心して暮らせる
まち
たつごう



令和5年3月

龍郷町

龍郷町社会福祉協議会

龍郷町と龍郷町社会福祉協議会は、福祉の両輪となり地域の課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくことを目指す計画を策定しました。

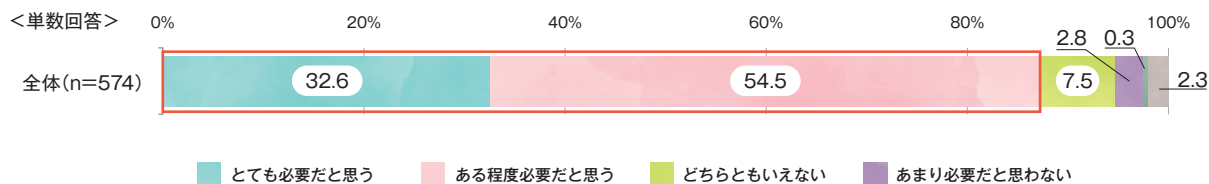
「地域福祉計画」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

また、「地域福祉活動計画」とは、「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

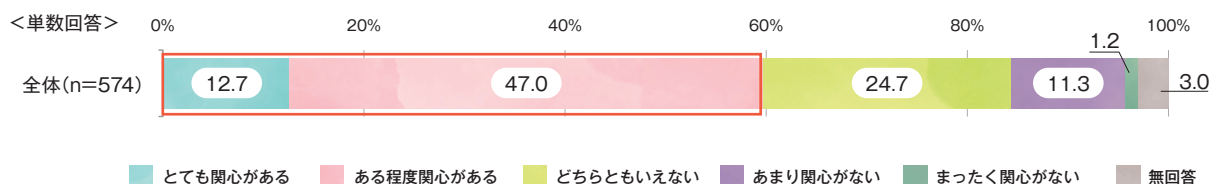
計画の期間は、2023(令和5)年度～2027(令和9)年度までの5年間となります。

住民の地域福祉の意識は、ある程度高くなっています。さらに意識を高め行動につなげていくための啓発や地域で集う場づくりなどが必要となっています。

住民同士の助け合いや支えあいが必要だと思う人の割合：**87.1%**



福祉に関心がある人の割合：**59.7%**



住民がかかえる課題が複合化・複雑化 (8050問題、ダブルケア、社会的孤立など) してきています。

困ったときにどこに相談したらよいか分からないんだよね。

地域での助け合いは大事だと思うけど、集落活動などは、正直、大変そう。

災害がおこったときは、どうしたらいいか不安です。

制度上のサービスでは解決できないケースが増えていると感じています。



この計画では、住民、地域、各種団体、行政等の全ての主体が、基本理念を意識し、共有していくことにより、誰もが地域でつながり、全ての住民が安心して暮らせる、お互い様の地域の実現を目指します。

【基本理念】

誰もがつながりあい、健やかに自分らしく 安心して暮らせるまち たつごう

「地域共生社会」の実現に向けた2つの重点的な取り組み



(1) 誰もが活躍でき、活動がつながる仕組みづくり

- ◎ 地域活動の新たな担い手を育成するため、対象に応じたアプローチを進めます。
- ◎ 地域における担い手の一人ひとりが地域の実情を知り、適切な仕組みを学び、考える機会を充実します。

(2) 地域のネットワークづくり

- ◎ 『「わきゃシマ」どうくさネット』を深化・推進させ、全世代・全対象型としていくことを目指します。
- ◎ 相談支援や、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぎます。
- ◎ 地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援等を行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定し計画を推進していきます。

基本目標1 互いに学び合い支え合う 地域づくり	1 地域福祉の意識向上 2 地域における交流・ふれあいの促進 3 地域福祉を担う人材の確保、育成 4 福祉をつなぐネットワークの強化
基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが 受けられる地域づくり	1 情報提供と相談体制の強化 2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実 3 支援を必要とする人への自立支援
基本目標3 誰もがいきいきと安全・安心に 暮らせる地域づくり	1 健やかに暮らせる基盤づくり 2 地域防災力の強化 3 普段からの見守りと防犯活動 4 誰もが暮らしやすい環境整備

計画を推進するためにはそれぞれの主体が役割をもって取り組んでいくことが重要となります。

基本目標1 互いに学び合い支え合う地域づくり

高齢者、障がい者など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。また、地域で積極的に福祉活動を行うボランティアや認知症サポーター、各種団体などの担い手の育成を進め、住民が気軽に自分のことから参加できる機会を増やします。

町・社会福祉協議会の取り組みの方向性

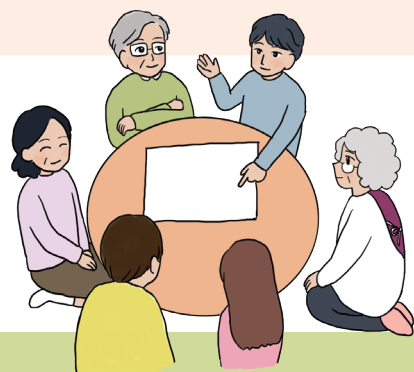
1 地域福祉の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。 ◎ 様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。
2 地域における交流・ふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 誰もが気軽に参加できる地域住民の相互交流、世代間交流が促進される地域づくりを進めます。 ◎ 気軽に集い交流を深めることができる地域の居場所づくりに取り組みます。
3 地域福祉を担う人材の確保、育成	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 住民に参加のきっかけを提供し、ボランティア人材の育成を行います。 ◎ 地域の中心となって活動を推進するリーダー格の育成や活動支援を行います。関係機関と連携し、福祉の現場を支える専門的人材の養成・確保に努めます。
4 福祉をつなぐネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。 ◎ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。 ◎ 包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化を図ります。 ◎ 町内の社会福祉法人と連携を図り、地域のニーズに応じた活動を支援します。

自分や家族ができること

- ◎ 地域の福祉活動、行事等に関心を持ち、積極的に参加します。
- ◎ 課題を自分だけで解決しようとせず、必要に応じて助けを求めようにします。
- ◎ ボランティア養成講座などへ積極的に参加します。
- ◎ 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力します。

地域・団体等でできること

- ◎ 地域で集い、話し合いや考える場をつくります。
- ◎ 隣近所の気になる人を見守ります。
- ◎ 得意分野や専門性を活かして、地域福祉活動に関わります。
- ◎ 専門職や関係機関と関わる機会をつくり、情報の共有を進めます。



基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。

また、孤独死やダブルケア、8050問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取組みを進めます。

障がいのある人や高齢者の人権や尊厳が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、高齢者、障がい者、児童等に対する虐待防止と早期発見・早期対応の取組みを進めます。

町・社会福祉協議会の取組みの方向性

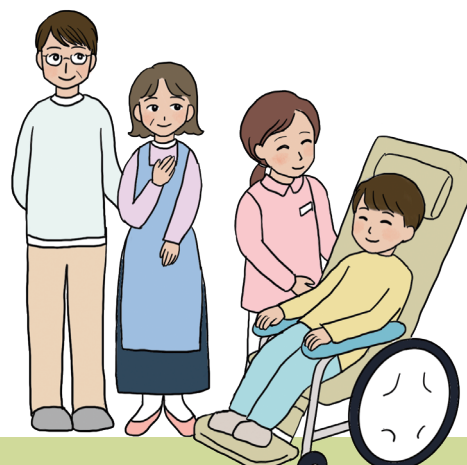
1 情報提供と相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none">◎ 必要とする人に適切な情報が行き届くよう、対象に応じた情報提供を行います。◎ 町全体の支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する包括的な相談支援を行います
2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">◎ 必要とする住民に対し、適切にサービスを提供する体制づくりを進めます。◎ 複合的なニーズを抱えた人の課題を包括的に解決できるよう、分野を超えた連携強化をします。
3 支援を必要とする人への自立支援	<ul style="list-style-type: none">◎ 複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。◎ 日頃の見守りや、成年後見制度などの権利擁護の周知、虐待防止対策等を実施し、住民の権利を守る取組みを推進します。

自分や家族ができること

- ◎ 提供される情報などに関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努めます。
- ◎ 利用できるサービスを理解し、公的福祉サービスの中で適正に利用します。
- ◎ 困りごとを自分一人や家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用します。

地域・団体等でできること

- ◎ 地域の課題について、地域全体で取り組むための体制づくりに努めます。
- ◎ 福祉サービスの利用に向けたつなぎを行います。
- ◎ 様々な人が集える場づくりに努めます。



基本目標3 誰もがいきいきと安全・安心に暮らせる地域づくり

地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。また、道路や各種施設等が誰にとっても利用しやすく、全ての町民が安全・安心かつ快適に生活できる住環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等も含めた、移動手段の確保に努めます。

市・社会福祉協議会の取組みの方針

1 健やかに暮らせる基盤づくり	<ul style="list-style-type: none">◎ 生涯を通じて元気に暮らすことができるよう、住民の健康づくり、健康寿命の延伸を支援します。◎ 地域住民が各種活動に気軽に参加し、親しむことができる仕組みづくりを推進します。
2 地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none">◎ 平時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えます。◎ 災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。
3 普段からの見守りと防犯活動	<ul style="list-style-type: none">◎ 多くの地域資源が関わる形での見守り体制の構築を図ります。◎ 地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。
4 誰もが暮らしやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none">◎ 道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。◎ 移動手段を確保し社会参加を促進していきます。

自分や家族ができること

- ◎ 社会参画や地域活動の支援に積極的に関わり、生涯現役を目指します。
- ◎ 「自らの命は自ら守る」という意識をもち、防災訓練に積極的に参加します。
- ◎ 日頃から隣近所の人との顔の見えるつきあいを大切にしていきます。
- ◎ 障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど全ての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけます。

地域・団体等でできること

- ◎ 地域で、住民の知識や経験等を次世代に伝える機会をつくれます。
- ◎ 防災・見守りマップづくりに取り組みます。
- ◎ 世話焼きさん、老人クラブ等の活動を活発化させ、地域の安心・安全体制を作っていきます。
- ◎ バリアフリーの必要な箇所について情報を収集し、行政等とともに改善を図ります。



龍郷町成年後見制度利用促進基本計画は、住民の権利擁護を推進するための計画です。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断することが難しく不利益を被らないよう権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、法的に支援する制度です。

<成年後見制度の概要>

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度

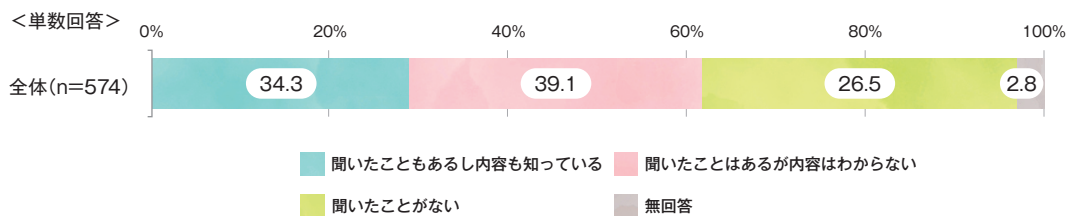
判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの類型があり、成年後見人等に付与される権限などが異なります。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

成年後見制度の認知度



出典:令和4年度市民意識調査

計画の目標

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていくこととします。

町の主な取り組み

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備
- 成年後見制度に関する周知・啓発
- 成年後見制度に関する相談窓口
- 成年後見制度利用促進
- 後見人支援 等

【成年後見制度に関するご相談・問い合わせ先】

龍郷町 保健福祉課

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地
TEL:0997-69-4514(直通) FAX:0997-62-2535

龍郷町社会福祉協議会

〒894-0102 鹿児島県大島郡龍郷町瀬留967番地
TEL:0997-62-5020 FAX:0997-62-5120

龍郷町再犯防止推進計画は、誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりのための計画です。

再犯防止推進計画とは

犯罪をした人等の多くが、定職や住居を確保できない等のために社会復帰が困難となっていることから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、計画的に推進するための計画です。

保護司会の活動状況やご意見等

計画の策定にあたって、龍郷町保護司会から意見を伺いました。



- 龍郷町校外生活指導連絡会において情報の共有を図っている。
- 「社会を明るくする運動」期間中は、小中学生を対象に作文の募集を行うなど様々な啓発活動を展開している。
- 社会貢献活動の場として現在は町外の公共施設で行っていることから、龍郷町内の施設で検討ができないか。
- 町内には協力雇用主は建設業1社のみの状況となっており、「福祉のまち龍郷町」では、福祉関連施設が他市町村に比較しても多いので登録の検討をしてもらいたい。

町の主な取り組み

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑤ 国・民間団体等との連携強化



発行:龍郷町 保健福祉課 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地 TEL:0997-69-4514(直通)
社会福祉法人龍郷町社会福祉協議会 鹿児島県大島郡龍郷町瀬留967番地 TEL:0997-62-5020